

大蔵海岸施設の次期指定管理者候補者の選定について

1 指定管理者候補者 選定取組方針

令和5年3月末に大蔵海岸施設指定管理者の指定期間が満了します。

次期につきましては、利用者の安全・安心、施設の効率的な運営に加えて、さらなる大蔵海岸の魅力づくりや賑わいづくりの実現に向け、新たな候補者の発掘にも努めながら、大蔵海岸のポテンシャルを最大限に発揮できる次期指定管理者候補者の選定を行います。

(1) 対象施設

大蔵海岸施設(大蔵海岸公園、大蔵海岸海峡広場、大蔵海岸駐車場、大蔵海岸多目的広場 4施設一括管理)

(2) 選定方法

指定管理者の選定にあたっては、市民サービスの向上と経費の削減に加え、民間企業ならではの企画力、柔軟な発想による施設のさらなる利用促進および中心市街地や明石港東外港との相乗効果が期待できる魅力的な提案を求め、公募により指定管理者を募集します。指定管理者候補者の選定については、選定委員会を設置します。

(3) 公募における施設単位

前回募集時の施設単位(大蔵海岸公園、大蔵海岸海峡広場、大蔵海岸駐車場、大蔵海岸多目的広場、4施設一括管理)とします。

(4) 指定期間

継続した事業の取組みにより、より一層の賑わいづくりなどをはじめ、市民サービスの向上や施設の効率的な運営を図るため5年間とします。

(5) 利用料金制

施設の利用促進により使用料収入の増加が図れるなど、指定管理者の自立的な経営努力が期待できることから、大蔵海岸多目的広場及び大蔵海岸シャワー設備については、引き続き利用料金制を採用します。

2 選定スケジュール

時期	内容
令和4年7月	第1回選定委員会(選定方法・募集要項の決定)
令和4年7月～8月	募集要項の公表・募集・説明会の開催
令和4年9月～10月	第2回選定委員会(指定管理者候補者の書類審査) 第3回選定委員会(指定管理者候補者の面接審査・選定)
令和4年11月	選定結果の通知・指定管理者候補者の公表
令和4年11月～12月	指定議案の提出(令和4年12月議会) 指定の通知及び告示・公表
令和5年1月～3月	事務引継ぎ(現・指定管理者⇒次期・指定管理者) 基本協定の締結
令和5年4月	年度協定(令和5年度)の締結 次期・指定管理者による管理運営業務の開始